

財務省告示第八十五号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第三十七条第一項の規定に基づき、指定保税地域として次の場所を指定し、平成二十三年三月二十二日から適用する。

平成二十三年三月十八日

財務大臣 野田 佳彦

徳島小松島港コンテナターミナル指定保税地域

一 土地

- 徳島県小松島市和田津開町字四〇七番にある北緯三三度五九分四二秒、東経一三四度三七分二一秒の地点を起点とし、同起点から一四八度五六分二四秒の方向に引いた線上二一七・二一五メートルの地点をアとし、同地点から二三八度五六分二三秒の角度で引いた線上八七・七〇二メートルの地点をイとし、同地点から二二一度三一分三一秒の角度で引いた線上二三七・二六一メートルの地点をウとし、同地点から三二八度五六分二四秒の角度で引いた線上二六七・五六五メートルの地点をエとし、同地点から五八度五六分二四秒の角度で引いた線上二七〇・

三三二メートルの地点を才とし、同地点から一四八度五六分二四秒の角度で引いた線上三・四〇〇メートルの地点を力とし、これらの地点と起点とを順次結んだ線によって囲まれる土地七五、六〇七・一一平方メートル

二 建設物その他の施設

(一) 名称 赤石岸壁二

所在地 徳島県小松島市和田津開町字北四〇七番

構造 重力式スリットケーン

面積 五〇九・八三平方メートル

(二) 名称 徳島小松島港コンテナターミナル・コンテナフレートステーション

所在地 徳島県小松島市和田津開町字北四〇一番

構造 鉄骨造平家建

面積 三、一七四・九一平方メートル